

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

津野町の人口構造は、令和2年国勢調査で5,291人、平成27年に比べ503人(8.68%)の減少となっている。また、就業人口は、令和2年国勢調査で2,623人、平成27年に比べ128人(4.65%)の減少となっており、人口及び就業人口ともに減少傾向となっている。今後も人口及び就業人口は減少傾向で推移することから、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、産業基盤が失われかねない状況にある。

産業は中山間地域に広く点在しており、農林業、製造業、建設業、商業と多岐にわたっている。就業人口比率は、第1次産業18%、第2次産業26%、第3次産業56%で、第1次産業従事者は平成27年に比べ107人(18.64%)減少している。

また、令和3年の経済センサス活動調査で事業所数は244事業所であり、うち中小企業は234事業所である。津野町における事業所の約96%は、中小零細事業所が占めており、経済情勢の好不況が直に事業者の経営を左右する状況にある。町独自の取組として商工業振興対策事業を実施してきたが、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

人口構造

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成27年	5,794 人	641 人	2,747 人	2,406 人
令和 2年	5,291 人	552 人	2,351 人	2,388 人
増減人数	△503 人	△89 人	△396 人	△18 人
増減率	△8.68 %	△13.88 %	△14.42 %	△0.75 %

就業人口

	総人口	第1次産業就業人口	第2次産業就業人口	第3次産業就業人口
平成27年	2,751 人	574 人	745 人	1,432 人
令和 2年	2,623 人	467 人	671 人	1,485 人
増減人数	△128 人	△107 人	△74 人	53 人
増減率	△4.65 %	△18.64 %	△9.93 %	3.70 %

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

津野町の産業は、農林業、製造業、建設業、商業と多岐に渡り、多様な業種が津野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

津野町の産業は、中山間地域に広く点在しているため、これらの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

津野町の産業は、農林業、製造業、建設業、商業と多岐に渡り、多様な業種が津野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月26日から令和9年6月25日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。